

第 78 回

定時株主総会

招集ご通知

開催
日時

2025 年 6 月 26 日（木曜日）
午前 10 時（受付開始 午前 9 時）

開催
場所

東京都中央区日本橋大伝馬町 8 番 1 号
当社 5 階 会議室

目次

招集ご通知	1	決議事項	
株主総会参考書類	5	第1号議案	剰余金の処分の件
事業報告	24	第2号議案	定款一部変更の件
連結計算書類	38	第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5 名選任の件
計算書類	40	第4号議案	監査等委員である取締役 4 名選任の件
監査報告	42	第5号議案	取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

証券コード 7537
(発送日) 2025年6月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号
丸 文 株 式 会 社
代表取締役社長 堀 越 裕 史

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.marubun.co.jp/ir/stock/general-meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所（東証）ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号 当社5階 会議室 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件
4. 招集にあたっての決定事項	3頁から4頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

【お知らせ】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載いたします。
- ◎株主総会当日にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席 いただく場合

議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

▷ 株主総会開催日時：

2025年6月26日
（木曜日）午前10時



書面（郵送）にて 議決権を行使いただく 場合

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

なお、賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

▷ 行使期限：

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットにて議決権を行使いただく場合

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスし、議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

▷ 行使期限：

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分入力分まで

詳細は次頁をご参照ください

議決権電子行使プラットフォーム についてのご案内

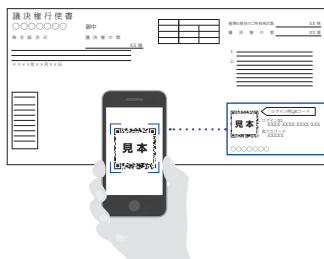
機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

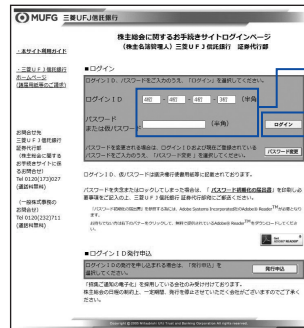
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00～21:00)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向40%またはDOE（株主資本配当率）2.5%のいずれか高い方を目安に、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金41円

配当総額 1,072,916,126円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき66円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の記載を整理するとともに、今後の事業展開に機動的に対応できるように、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであり、現在および今後の事業展開を想定していない項目を削除し、現在の取り組みから派生する可能性のある項目を新設するほか、全体の記載順序や表現などを見直しております。

（下線は変更部分を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 取扱品目 <u>工作、産業、電気、通信、計測、医療、情報、航空、宇宙、光学、事務用、その他各種機械器具部品、車両鉄鋼ならびに非鉄金属一次および二次製品</u> <u>鉱石、硝子類、土木建築用機材ならびに資材</u> <u>工業薬品、医薬品、農業薬品、火薬類、放射性物質、プラスチックおよび合成繊維関係原料ならびに製品</u> <u>動・植・鉱物油脂、肥料、飼料、農水産物</u> <u>紙、パルプ、セメント、木製品、玩具、日用品雑貨、宝石、装身具</u> 2. 第1号の商品の国内販売ならびに輸出 3. 第1号の商品に関する問屋業および代理業 4. 自動車損害賠償責任保険代理業およびその他の損害保険代理業ならびに生命保険代理業 5. <u>土木、建築、各種機械器具の設計製作ならびに工事請負業</u>	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 半導体および電子部品等の販売、仲介ならびに輸出入</u> <u>2. 電子機器、通信機器、計測機器、制御機器、医療機器等およびこれらの関連製品の製造、加工、販売、仲介、輸出入ならびに据付、保守、修理など技術サービス</u> <u>3. 工業薬品、医薬品、農業薬品、火薬類、放射性物質、プラスチックおよび合成繊維関係原料、製品の販売、仲介ならびに輸出入</u> <u>4. 情報システムおよびソフトウェアの企画、設計、開発、販売、貸与、仲介、輸出入、保守ならびにコンサルティング</u> <u>5. 情報処理サービスならびに電気通信事業法に定める電気通信業</u> <u>6. 各種機械器具および電気通信設備の設計、施工、設置、監理ならびに工事請負業</u> <u>7. 知的所有権の取得、賃貸借、売買および仲介</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>6. 計測機器、度量衡器、科学・医用機器、情報機器、宇宙航空機用機器、海洋・資源開発機器、レーザ機器および同上各装置、関連部品の製造、販売、検査、関連ソフトの開発ならびに据付、保守、修理など技術サービス</u>	<u>8. 総合リース、レンタルならびにサブスクリプションサービス</u>
<u>7. 土地建物の売買、賃貸仲介ならびに管理</u>	<u>9. 建設および土木の設計、施工、監理ならびに工事請負業</u>
<u>8. 競技場の経営ならびに観光事業</u>	<u>10. 倉庫業ならびに貨物運送業</u>
<u>9. 労働者派遣事業</u>	<u>11. 損害保険代理業ならびに生命保険代理業</u>
<u>10. 倉庫業</u>	<u>12. 不動産の売買、賃貸ならびに管理業</u>
<u>11. 一般区域貨物自動車運送業および貨物運送取扱業</u>	<u>13. 労働者派遣業</u>
<u>12. 荷造梱包請負業ならびに解梱請負業</u>	<u>14. 中古品の売買および仲介業</u>
<u>13. 前各号に付帯する一切の業務</u>	<u>15. 前各号に付帯する一切の業務</u>

(注) 当社事業の現状に即して条文の整理を行い、現行定款の第1号の品目の一部ならびに第8号および第12号を削除するとともに、変更案の第4号、第5号、第7号、第8号および第14号を新たに設けるものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位	候補者 属 性	取 締 役 会 出 席 率
1	ほりこし ひろ し 堀越 裕史	代表取締役社長 兼 最高経営責任者(CEO)・最高執行責任者(COO)	再 任	100%
2	ふじ の さとし 藤野 聡	常務取締役 兼 最高イノベーション責任者(CINO)	再 任	100%
3	いまむら ひろ し 今村 浩司	取締役	再 任	100%
4	なか だ ゆうぞう 中田 雄三	取締役 兼 最高財務責任者(CFO)・最高戦略責任者(CSO)	再 任	100%
5	あきやま たけひこ 秋山 竹彦	執行役員	新 任	—



- 所有する当社の株式数
373,338株
- 取締役在任年数
5年
- 取締役会出席回数
14回中14回

候補者番号

1

堀越 裕史

(1979年5月30日生)

再任

【略歴、当社における地位および担当】

2009年10月	当社入社
2011年6月	当社取締役
2012年6月	当社執行役員
2018年4月	Marubun/Arrow Asia, Ltd. CEO
2020年6月	当社取締役
2022年4月	当社デバイス事業本部長
2023年4月	当社常務取締役
2024年4月	当社営業統轄本部長 当社最高執行責任者(COO)(現任)
2025年4月	当社代表取締役社長(現任) 当社最高経営責任者(CEO)(現任)

【重要な兼職の状況】

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

堀越裕史氏は、長年にわたり営業全般を統轄し、国内ビジネスの営業責任者や海外グループ会社のCEOを歴任するなど、国内外の事業基盤の強化および拡大を推進してきました。また、現在は代表取締役社長として重要事項の決定や経営の管理・監督を行うとともに、当社グループの陣頭指揮を執るなど経営全体を牽引しています。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社および当社グループの経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、取締役候補者とししました。



候補者番号

2

ふ じ の
藤 野さとし
聡

(1964年1月22日生)

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1986年4月 当社入社
2004年4月 Marubun/Arrow Asia, Ltd. CEO
2007年6月 当社取締役
2012年1月 当社常務取締役(現任)
2018年4月 当社営業統轄副本部長
2019年4月 丸文アロー グローバルCEO(現任)
Marubun USA Corporation President(現任)
2020年1月 Marubun Taiwan, Inc. 董事長(現任)
2022年4月 当社アントレプレナ事業本部長(現任)
2024年4月 当社最高イノベーション責任者(CINO)(現任)

【重要な兼職の状況】

丸文アロー グローバルCEO
Marubun USA Corporation President
Marubun Taiwan, Inc. 董事長

取締役候補者とした理由

藤野 聡氏は、長年にわたり当社デバイス事業に従事し、当社デバイス事業の営業責任者や海外グループ会社のCEOを歴任してきました。また当社取締役として、アントレプレナ事業を牽引し、新規商材の開発や新たなビジネスモデルの構築に取り組むなど、豊富な経験と実績を有しています。

当社は、当社および当社グループの事業領域の拡大やソリューションビジネスの推進に同氏が適任であると判断し、取締役候補者としました。

- 所有する当社の株式数
13,323株
- 取締役在任年数
18年
- 取締役会出席回数
14回中14回



- 所有する当社の株式数
10,156株
- 取締役在任年数
5年
- 取締役会出席回数
14回中14回

候補者番号

3

いまむらひろし
今村 浩司

(1965年4月17日生)

再任

【略歴、当社における地位および担当】

- 1988年4月 当社入社
- 2010年4月 当社システム営業本部営業第1部長
- 2018年4月 当社システム営業第1本部長
- 2020年1月 当社執行役員
- 2020年6月 当社取締役(現任)
当社営業統轄副本部長
丸文通商株取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

丸文通商株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

今村浩司氏は、長年にわたり当社システム事業に従事し、システム事業の営業責任者を経験しました。また当社取締役として、新規商材の拡充やビジネス領域の拡大に取り組むとともに、当社グループのシステム事業を統轄するなど、豊富な経験と実績を有しています。

当社は、システム事業の拡大ならびにグループ会社との連携強化を進めていくうえで、同氏が適任であると判断し、取締役候補者としてしました。



- 所有する当社の株式数
11,456株
- 取締役在任年数
3年
- 取締役会出席回数
14回中14回

候補者番号

4

なかだ ゆうぞう
中田 雄三

(1968年10月17日生)

再任

【略歴、当社における地位および担当】

- 2018年 7 月 (株)三菱UFJ銀行理事
- 2020年10月 当社入社
当社管理本部長(現任)
- 2021年 1 月 当社執行役員
- 2021年 6 月 丸文通商(株)監査役(現任)
- 2022年 6 月 当社取締役(現任)
- 2024年 4 月 当社最高財務責任者(CFO)(現任)
当社最高戦略責任者(CSO)(現任)

【重要な兼職の状況】

丸文通商株式会社 監査役

取締役候補者とした理由

中田雄三氏は、金融機関での豊富な経験や知見を活かし、管理本部の責任者として指揮を執り、経営企画機能の強化を推進してきました。また当社取締役として、財務戦略の策定・実行やコーポレートガバナンスおよびリスク管理体制の整備・強化に取り組むなど、豊富な経験と実績を有しています。

当社は、当社および当社グループの経営管理体制の強化ならびに企業価値向上施策の推進に、同氏が適任であると判断し、取締役候補者としました。



候補者番号

5

あ き や ま た け ひ こ
秋 山 竹 彦

(1973年8月28日生)

新任

[略歴、当社における地位および担当]

1996年4月	当社入社
2015年4月	当社デバイス営業第1本部営業第2部長
2017年4月	当社デバイス営業第2本部営業第1部長
2018年4月	当社デバイス営業第1本部長
2019年4月	当社デバイス営業第2本部長
2020年1月	当社執行役員(現任)
2024年4月	当社デバイス事業本部デバイス営業本部長(現任)
2025年4月	当社デバイス事業本部長(現任)

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

秋山竹彦氏は、長年にわたり当社デバイス事業に従事し、デバイス事業の営業責任者を歴任してきました。また当社執行役員としてデバイス事業を牽引し、新規商材・新規商権の開発推進や、既存事業における収益性の維持・向上に取り組むなど、豊富な経験と実績を有しています。

当社は、デバイス事業の顧客基盤拡大ならびに仕入先連携を推進し、さらなる基盤強化を推進するうえで同氏が適任であると判断し、取締役候補者となりました。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の34頁に記載のとおりです。各候補者が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位等	候補者属性	取締役会出席率	監査等委員会出席率
1	かきぬま こうじ 柿沼 幸二	取締役（監査等委員）	再任 社外 独立	100%	100%
2	き そ が わ え い こ 木曽川 栄子	取締役（監査等委員）	再任 社外 独立	100%	100%
3	も ぎ よ し さ ぶ ろ う 茂木 義三郎	取締役（監査等委員）	再任 社外 独立	100%	100%
4	や ぎ か つ ま 八木 克真	—	新任 社外 独立	—	—



- 所有する当社の株式数
0 株
- 社外取締役在任年数
6 年
- 取締役会出席回数
14回中14回
- 監査等委員会出席回数
7回中7回

候補者番号

1

柿沼 幸二

(1957年3月3日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1981年10月	新光監査法人入所
1985年9月	公認会計士登録
1989年10月	住友信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入行
2000年10月	朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所
2003年8月	同法人代表社員
2016年9月	有限責任あずさ監査法人 監事
2017年7月	同法人 経営監視委員会委員長
2019年6月	当社社外取締役(現任)
2019年7月	柿沼公認会計士事務所 代表(現任)
	日本公認会計士協会 登録審査会委員(現任)
2022年12月	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 経営監視委員会委員長(現任)

【重要な兼職の状況】

柿沼公認会計士事務所 代表
日本公認会計士協会 登録審査会委員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 経営監視委員会委員長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

柿沼幸二氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏は公認会計士として高度な専門知識や豊富な経験を有しており、当該経験を活かして、特に当社の経営や取締役会の監督機能、コーポレートガバナンスの強化について公正かつ客観的立場で専門的見地から有益な助言・提言をいただいております、今後も経営の透明性の維持・向上に寄与していただけると判断したためであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の一員として、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について、引き続き関与いただく予定です。



候補者番号

2

木曾川 栄子

(1962年3月21日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1984年4月	アメリカンファミリー生命保険会社（現 アフラック生命保険㈱）入社
2004年4月	同社オペレーション統括本部 部長
2010年1月	同社契約管理企画第二部 部長
2011年1月	同社契約保全部 部長
2012年1月	同社契約保全部・料金第一部・料金第二部 執行役員
2013年1月	同社成長戦略プログラム 執行役員
2016年1月	アフラック収納サービス㈱ 代表取締役社長
2018年1月	アメリカンファミリー生命保険会社事務統括部・お客様サービス推進部 執行役員
2021年1月	アフラック生命保険㈱ 顧問
2023年6月	当社社外取締役(現任)
2024年3月	井関農機㈱ 社外取締役(現任)
2025年1月	公益財団法人ゴールドリボン・ネットワーク 副理事長(現任)

【重要な兼職の状況】

井関農機㈱ 社外取締役
公益財団法人ゴールドリボン・ネットワーク 副理事長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

木曾川栄子氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏は金融機関の部門責任者や事業法人の経営者として豊富な経験や知見を有しており、当該知見を活かして、特に当社の経営や取締役会の機能強化について公正かつ客観的立場で多様な視点から有益な助言・提言をいただいております。今後も当社および当社グループの企業価値向上に寄与していただけると判断したためであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の一員として、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について、引き続き関与いただく予定です。

- 所有する当社の株式数
0株
- 社外取締役在任年数
2年
- 取締役会出席回数
14回中14回
- 監査等委員会出席回数
7回中7回



- 所有する当社の株式数
9,900株
- 社外取締役在任年数
10年
- 取締役会出席回数
14回中14回
- 監査等委員会出席回数
7回中7回

候補者番号

3

も ぎ よ し さ ぶ ろ う
茂 木 義三郎

(1950年9月26日生)

再 任

社 外

独 立

【略歴、当社における地位および担当】

- 1996年 4 月 (株)東京三菱銀行（現(株)三菱UFJ銀行）有楽町支店長
- 2000年 6 月 同行ロンドン支店長
- 2002年 6 月 三菱東京ウェルスマネジメント証券(株) 常務取締役
- 2003年 6 月 オムロン(株) 常勤社外監査役
- 2011年 6 月 公益財団法人三菱財団 常務理事
公益財団法人助成財団センター 理事
- 2012年 6 月 一般社団法人日英協会 専務理事
- 2015年 6 月 当社社外取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

該当事項はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

茂木義三郎氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏は金融機関や事業法人等の経営者として豊富な経験や知見を有しており、当該知見を活かして、特に当社の経営や取締役会の機能強化について公正かつ客観的立場で多様な視点から有益な助言・提言をいただいております。今後も当社および当社グループの企業価値向上に寄与していただけると判断したためであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の一員として、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について、引き続き関与いただく予定です。



候補者番号

4

やぎ かつ ま
八木 克 眞

(1956年11月16日生)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1982年4月	倉敷紡績(株) 入社
2006年6月	同社新規事業開発部 部長
2013年4月	同社技術研究所 所長
2013年6月	同社執行役員
2015年6月	同社常務執行役員
2024年6月	同社顧問(現任)

【重要な兼職の状況】

倉敷紡績(株) 顧問(2025年6月25日退任予定)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

八木克眞氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏は上場企業における技術担当役員として豊富な経験や知見を有しており、当該知見を活かして、特に当社の経営上の意思決定や経営の監督機能について、公正かつ客観的立場で多様な視点から有益な助言・提言をいただくことを期待し、当社および当社グループの企業価値向上に寄与していただけると判断したためであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の一員として、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について、関与いただく予定です。

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 取締役在任年数

—

■ 取締役会出席回数

—

■ 監査等委員会出席回数

—

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。

3. 木曾川栄子氏の戸籍上の氏名は、森本栄子であります。

4. 柿沼幸二氏は、社外役員となること以外の方法で過去に会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として長年にわたり企業会計に携わっており、専門的な知見と豊富な経験を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

5. 当社は、柿沼幸二氏、木曾川栄子氏および茂木義三郎氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、八木克眞氏につきましても(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。

6. 当社は柿沼幸二氏、木曾川栄子氏および茂木義三郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、八木克眞氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の34頁に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 木曾川栄子氏が井関農機株式会社の社外取締役として在任中でありました2025年5月9日、同社は、2023年5月1日から2025年1月31日までの間、下請事業者に同社製品の製造に必要な金型等を無償で保管させていた行為が下請法第4条第2項第3号の規定に違反するとして、公正取引委員会から勧告を受けました。同氏は、2024年3月28日に同社社外取締役に就任し、上記違反が判明するまで当該違反行為を認識しておりませんでした。日頃からこれまでの企業における部門責任者や事業法人の経営者としての知見を活かし提言等を行っており、また、本違反行為判明後は、コンプライアンスの徹底および内部統制の視点から原因究明および再発防止に関する提言ならびに実施状況の監視を行う等、ガバナンス強化のため適切にその職務を遂行されております。

(ご参考)

取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役会の構成および各取締役の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	現在の地位	属性	性別	企業 経営	営業 マーケティング	業界知識 技術・ 商品知識	国際 経験	財務・ 会計	IT デジタル	内部 統制
堀越 裕史	代表取締役社長 最高経営責任者(CEO) 最高執行責任者(COO)		男性	●	●	●	●		●	
藤野 聡	常務取締役 最高イノベーション責任者(CINO)		男性	●	●	●	●			●
秋山 竹彦	－		男性		●	●				
今村 浩司	取締役		男性	●	●	●				
中田 雄三	取締役 最高財務責任者(CFO) 最高戦略責任者(CSO)		男性	●	●		●	●		●
柿沼 幸二	取締役(監査等委員)	社外 独立	男性					●		●
木曾川 栄子	取締役(監査等委員)	社外 独立	女性	●					●	●
茂木 義三郎	取締役(監査等委員)	社外 独立	男性	●	●		●	●		●
八木 克眞	－	社外 独立	男性		●	●			●	

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

1. 本制度改定の理由

当社は、2023年6月28日開催の第76回定時株主総会において、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき（以下、同定時株主総会における当該議案に係る決議を「当初決議」といいます。）、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

今般、急速に変化する事業環境への対応を背景に取締役の役割・責務が増大していることや中長期的な業績向上および企業価値増大への貢献意識をさらに高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、本株主総会において、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を増額することをお願いするものであります。

本改定は、取締役に付与する株式数の上限については変更せず希釈比率に影響を与えるものではないことから、相当であると考えております。

なお、本議案につきましては、社外取締役に構成する指名・報酬委員会の助言・同意を得た上で取締役会にて決定しております。

2. 本制度改定の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第68回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人分給与は含まない。定款で定める員数は10名以内。）とご承認いただいております。また当初決議において、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に對して譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭債権の総額を年額50百万円以内、発行または処分する当社の普通株式の総数の上限を年10万株とすることをご承認いただいております。

今回、本制度は対象取締役に對して譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額を、上記の取締役報酬等の額とは別枠として、年額100百万円以内と改定いたします。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

なお、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結後の取締役は9名（うち、監査等委員である取締役は4名）となり、対象取締役は5名となります。

<参考>

2023年6月28日開催の第76回定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度の概要は次のとおりです。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しています。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとする。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、設備投資持ち直しの動きが見られるとともに、企業収益や雇用・所得環境で改善の動きがみられ、景気は緩やかに回復いたしました。一方で、物価上昇や米国の政策動向、金融資本市場の変動など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社グループが属するエレクトロニクス業界におきましては、生成AIの普及拡大に伴い、データセンター向けのAI半導体が総じて堅調に推移いたしました。一方、一部市場では在庫調整の進捗に伴い需要の増加が見られましたが、産業機器分野においては在庫調整の局面が続く状況となりました。

こうした状況の下、当連結会計年度における当社グループの売上高は、システム事業において航空宇宙機器の需要が伸長したものの、デバイス事業において半導体需要が総じて低調に推移した結果、前期比10.8%減の210,837百万円となりました。利益面では、売上の減少および販売管理費の増加により、営業利益は前期比31.0%減の8,958百万円となりました。一方、期中の円安進行から当連結会計年度末に向け円高方向に転じたことにより、798百万円の為替差益を計上し、経常利益は前期比12.7%増の6,344百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比25.6%増の4,272百万円となりました。

	第77期 (2024年3月期)	第78期 (2025年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	236,490	210,837	△25,653	△10.8%
営業利益	12,984	8,958	△4,025	△31.0%
経常利益	5,627	6,344	716	12.7%
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,401	4,272	871	25.6%

イ. デバイス事業

デバイス事業は、在庫調整の局面が続く中、自動車向けやPC周辺機器向け半導体の需要が減少いたしました。その結果、売上高は前期比15.6%減の151,011百万円となりました。営業利益は売上の減少により、前期比44.0%減の5,886百万円となりました。

ロ. システム事業

システム事業は、防衛・宇宙関連市場の拡大を背景に、航空宇宙機器分野が伸長いたしました。またレーザー機器分野の需要も回復した結果、売上高は前期比4.4%増の57,336百万円となりました。営業利益は売上の増加により前期比29.6%増の3,249百万円となりました。

ハ. ソリューション事業

ソリューション事業は、ICTソリューション分野でネットワークシミュレーションツールの需要減により、売上高は前期比1.9%減の2,489百万円となりました。営業利益は新規商材の販売体制強化に伴う人件費の増加により171百万円の営業損失（前期は28百万円の営業損失）となりました。

事業区分	売上高 (百万円)	構成比	前期比増減
デバイス事業	151,011	71.6%	△15.6%
システム事業	57,336	27.2%	4.4%
ソリューション事業	2,489	1.2%	△1.9%
合計	210,837	100.0%	△10.8%

(注) 構成比および前期比増減は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

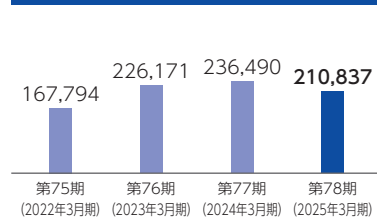
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

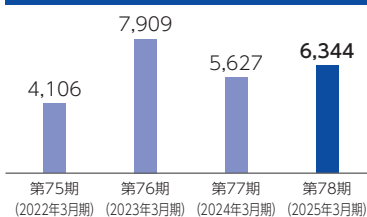
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

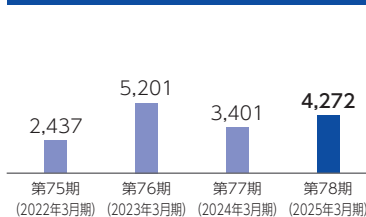
売上高 (単位：百万円)



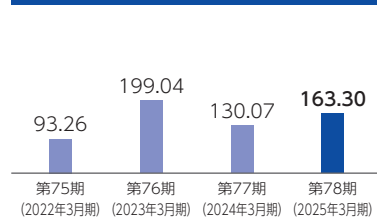
経常利益 (単位：百万円)



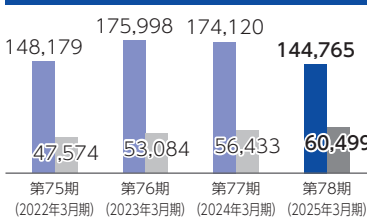
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



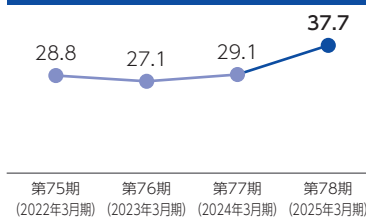
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



自己資本比率 (単位：%)



区 分	第75期 (2022年3月期)	第76期 (2023年3月期)	第77期 (2024年3月期)	第78期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	167,794	226,171	236,490	210,837
経常利益 (百万円)	4,106	7,909	5,627	6,344
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,437	5,201	3,401	4,272
1株当たり当期純利益 (円)	93.26	199.04	130.07	163.30
総資産 (百万円)	148,179	175,998	174,120	144,765
純資産 (百万円)	47,574	53,084	56,433	60,499
自己資本比率 (%)	28.8	27.1	29.1	37.7

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
丸 文 通 商 株 式 会 社	100百万円	100.0%	医用機器、分析・計測機器等 電子機器の販売
Marubun USA Corporation	US\$ 1,500千	100.0%	Marubun/Arrow USA, LLC.(電子部品 等の販売会社)を保有する持株会社
Marubun/Arrow Asia, Ltd.	US\$ 7,202千	50.0%	Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.および Marubun/Arrow (HK) Ltd.(電子部品 等の販売会社)を保有する持株会社
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.	US\$ 3,639千	50.0%	電子部品等の販売
Marubun/Arrow (HK) Ltd.	US\$ 4,490千	50.0%	電子部品等の販売

(注) 1. 議決権比率は、間接所有を含めた数値であります。

2. Marubun/Arrow Asia, Ltd.に対する当社の持分は100分の50以下であります。実質的に支配している状況から子会社としたものであります。

3. Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.およびMarubun/Arrow (HK) Ltd.は、Marubun/Arrow Asia, Ltd.の100%子会社であります。

4. 当社の連結子会社は、2025年3月31日現在、上記に記載した重要な子会社を含め、国内3社および海外10社の計13社です。

(4) 対処すべき課題

当社が属するエレクトロニクス業界は、足元の在庫調整に時間を要することが予想されるとともに、地政学リスクに伴うサプライチェーンの再編や通商政策の動向を注視する必要がある一方、車載・産業用エレクトロニクス技術の進展、省エネルギー化などのサステナビリティ対応を背景に、中長期的には半導体・電子部品市場の安定的な成長が期待されます。

このような環境の中、当社グループは、2025年度～2027年度を計画期間とする新中期経営計画「丸文 Nextage 2027」を策定しました。新中期経営計画を通じて、“独自の価値を提供するオンリーワンのエレクトロニクス商社”としてさらなる成長を図るとともに、長期的な視点を持ち、社会や環境への影響を考慮しつつ持続可能な成長を目指す経営＝「レスポンスブル・ビジネス」を通じて、社会価値と経済価値を創出し社会の発展にも貢献してまいります。

「丸文 Nextage 2027」基本方針：

① 「レスポンスブル・ビジネス」の追求

当社のマテリアリティに関わる取り組みの強化と、サステナビリティ経営の深化を図り、“よりよい未来”の実現に向けた事業運営を志向します。

② 新規事業における収益化実現

新規事業の立ち上げに向け、挑戦心と執着心をもって臨み、早期に収益基盤を確立します。また、戦略的な提携や投資の機会も積極的に探究します。

③ 既存事業における基盤拡充

顧客基盤拡大、仕入先連携強化、オペレーショナル・エクセレンス向上、生産性・効率性改善により、レジリエンスを高めつつ事業基盤を固めます。

④ グループ・シナジーの強化

国内外グループ会社連携、事業セグメント間のソリューション開発・クロスセル推進を通じ、独自の付加価値を提供することで顧客と社会のニーズに応えます。

⑤ 価値創造モデル推進のための戦略管理高度化

戦略・施策管理の強化と統合リスク管理の高度化を通じ「丸文バリューサイクル」の効果的循環を促進させ、事業の成長基盤を整えます。

⑥ 人的資本戦略の展開

企業理念・経営戦略に整合する人的資本戦略を展開し、「失敗を怖れない革新と挑戦の企業風土」を築き、専門性と高度なスキルを持つプロフェッショナル集団を志向します。

なお、上記の各基本方針項目について、①を「レスポンスブル・ビジネス」の視点、②～④を事業戦略の視点、⑤～⑥を基盤戦略の視点に基づくものと分類しております。

① 「レスポンスブル・ビジネス」の視点に係わる戦略テーマ

当社の理念体系の下、当社が蓄積した経営資源と経営基盤を活用し、独自のビジネスモデルとバリューサイクルの循環を通じて、経済的価値のみならず社会的価値を創出します。経営資源と経営基盤のさらなる充実を目指しつつも、環境・社会の課題解決にも貢献するため、以下の関連テーマに取り組んでまいります。

- ・ 地球環境の持続可能性の回復と保全への寄与
- ・ 安全で豊かなサステナブル社会の実現
- ・ 最先端技術とソリューション開発を通じた社会課題の解決
- ・ ステークホルダー・エンゲージメントの継続的向上

② 事業戦略の視点に係わる戦略テーマ

基本方針の内、財務目標達成に向けて、より直接的な戦略要素である「事業戦略の視点に基づく重点戦略テーマ」を連結事業別に概観します。

イ. デバイス事業

デバイス事業は、基盤強化事業として以下の取り組みを推進します。

- ・ 成長分野への選択／集中
- ・ 商流の拡大・維持／再構築支援
- ・ 新技術・商材の開拓／受動部品の拡販
- ・ グループ・シナジーの発揮
- ・ マスマーケットにおける販売チャネルの拡大

ロ. システム事業

システム事業は、成長牽引事業として以下の取り組みを推進します。

- ・ 新規事業の開発／新規商材の開拓
- ・ 既存事業の領域／規模拡大
- ・ 国家推進施策の関連ビジネス取り込み
- ・ グループ経営強化／事業基盤拡充
- ・ 海外オペレーションの確立

ハ. アントレプレナ事業

アントレプレナ事業は、価値創造事業として以下の取り組みを推進します。

- ・ 新規事業の開発
- ・ 提供価値の独自性発揮
- ・ AI関連商材の開拓・拡販
- ・ 戦略的な協業機会の追求

（注）2025年4月よりソリューション事業からアントレプレナ事業へと名称変更をいたしました。

③ 基盤戦略の視点に係わる戦略テーマ

当社の「価値創造モデル」を通じた持続的企業価値向上のための基盤を確固たるものとするべく、以下の基盤戦略テーマに取り組んでまいります。

- ・ パーパスと融合する人的資本戦略の高度化
- ・ 盤石なグループガバナンスの構築と運営
- ・ 効果的かつ安定的なITシステム／インフラの開発と運営

(5) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デバイス事業	426名	11名増
システム事業	554名	3名減
ソリューション事業	51名	4名増
全社（共通）	148名	－
合計	1,179名	12名増

(注) 1. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
2. 使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
633名	18名増	44.1歳	16.4年

(注) 1. 使用人数には、当社から関係会社等社外への出向者（10名）を除き、当社への出向者（0名）を含んでおります。
2. 使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(6) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	23,923百万円
株式会社みずほ銀行	12,161百万円

(注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、複数の金融機関との間で借入極度額41,159百万円相当のコミットメントライン契約を締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は35,884百万円であります。

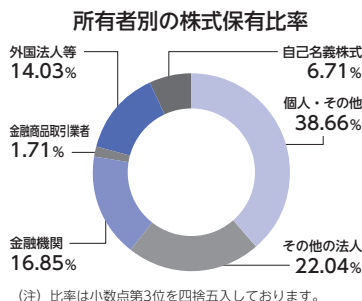
(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 28,051,200株
(うち、自己株式1,882,514株)
- ③ 株主数 13,291名
- ④ 大株主 (上位10名)



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,507千株	9.58%
ARROW ELECTRONICS, INC. 590000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	2,350千株	8.98%
一 般 財 団 法 人 丸 文 財 団	2,304千株	8.80%
株 式 会 社 千 葉 パ ブ リ ッ ク ゴ ル フ コ ー ス	1,399千株	5.35%
合 同 会 社 堀 越	1,200千株	4.59%
堀 越 毅 一	1,070千株	4.09%
堀 越 百 子	602千株	2.30%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	538千株	2.06%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	479千株	1.83%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	396千株	1.51%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,882,514株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	10,520株	5名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	-	-
取 締 役 (監 査 等 委 員)	-	-

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、34頁「(2) ④取締役の報酬等の総額」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 最高経営責任者(CEO)	飯 野 亨	
常務取締役 最高イノベーション責任者(CINO)	藤 野 聡	営業統轄副本部長 および アントレプレナ事業本部長 丸文アロー グローバルCEO Marubun USA Corporation President Marubun Taiwan, Inc. 董事長
常務取締役 最高執行責任者(COO)	堀 越 裕 史	営業統轄本部長 および デバイス事業本部長
取 締 役	今 村 浩 司	営業統轄副本部長
取 締 役 最高財務責任者(CFO) 最高戦略責任者(CSO)	中 田 雄 三	管理本部長
取締役（監査等委員）	渡 邊 泰 彦	
取締役（監査等委員）	茂 木 義 三 郎	
取締役（監査等委員）	柿 沼 幸 二	柿沼公認会計士事務所 代表 日本公認会計士協会 登録審査会委員 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 経営監視委員会委員長
取締役（監査等委員）	木 曾 川 栄 子	井関農機株式会社 社外取締役 公益財団法人ゴールドリボン・ネットワーク 副理事長

- (注) 1. 監査等委員である取締役 渡邊泰彦氏、茂木義三郎氏、柿沼幸二氏および木曾川栄子氏は社外取締役であります。また、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役 渡邊泰彦氏および茂木義三郎氏は、金融機関での長年の業務経験や事業会社等での経営者としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員である取締役 柿沼幸二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会設置会社の下、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 木曾川栄子氏の戸籍上の氏名は、森本栄子であります。
6. 上記の表に記載のほか、当事業年度に係る役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。
- ・取締役 飯野 亨氏は、一般財団法人丸文財団の理事長を兼務しております。
 - ・取締役 今村浩司氏は、丸文通商株式会社の取締役を兼務しております。
 - ・取締役 中田雄三氏は、丸文通商株式会社の監査役を兼務しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外取締役として優秀な人材を迎えることができるよう、当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。特約部分も合わせ、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしており（ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求の場合を除く）、保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			員 数
		固定報酬	業 績 連 動 報 酬		
		金 銭 報 酬	金 銭 報 酬	非 金 銭 報 酬 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役（監査等委員を除く）	180百万円	122百万円	40百万円	17百万円	5 名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	36百万円 (36百万円)	36百万円 (36百万円)	-	-	4 名 (4名)
合 計	217百万円	159百万円	40百万円	17百万円	9 名

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額400百万円以内と決議しております（使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。また、監査等委員である取締役について年額100百万円以内と決議しており、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。また、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠の範囲内で、2023年6月28日開催の第76回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭債権の総額を年額50百万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数を年10万株以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は5名です。
2. 取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針と整合していることや、指名・報酬委員会の同意を得ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針

イ. 基本方針と手続き

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、業務執行取締役としての職責・役割にふさわしく、また短期のみならず中長期的な企業価値と業績の向上に資するような内容・水準とします。その額は、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で、その役位や職務内容と、対象期間の期待貢献度および連結業績等を考慮し決定します。当該報酬の総額、報酬体系、算定方法の枠組みについては、社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会の助言・同意を得た上で、取締役会で決定します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬については、指名・報酬委員会の助言・同意を得た上で、取締役会の決議により一任を受けた代表取締役社長の飯野亨が決定します。代表取締役社長に委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当職務の評価を行い、報酬額を決定するには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、譲渡制限付株式報酬に係る個人別の割当株式数の決定は、取締役会の決議によるものとします。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で、独立性と中立性の確保の観点から担当する職務内容等を考慮し監査等委員会で協議のうえ決定します。

ロ. 報酬等の体系

当社の役員の報酬等は、役割・権限・責任に基づく役位別報酬とします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬（本給、役割給）と業績連動報酬（業績給、譲渡制限付株式報酬）から構成し、監査等委員である取締役の報酬は固定報酬（本給のみ）の構成とします。

本給は、役位に応じて定めた基本的な報酬で、同一役位では同額とし物価動向等を考慮して改定します。役割給は、役員それぞれが担当する職務の内容等に応じて個別に決定します。業績給は、前事業年度の会社業績に連動して定める報酬で、役員種別に応じて定めた係数により算出します。

譲渡制限付株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に導入し、従来の算定方式で算出した業績連動報酬内の一部分を株式報酬として付与します。対象取締役に対しては、譲渡制限付株式を付与するために金銭債権を支給し、対象取締役は当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社普通株式の割当を受けることとします。なお本株式は一定期間、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止し、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することとします。

取締役の総報酬に占める業績連動報酬の割合は、当社の業績に応じて取締役の総報酬に占める業績連動報酬の割合が変動する仕組みとします。業績連動報酬の算出に用いる指標は、当社の取引通貨における外貨割合が高いことを考慮し、為替差損益も反映した利益項目である「連結経常利益額」とします。なお、当期に支給した業績連動報酬の算出根拠となる2024年3月期の連結経常利益の目標額は5,000百万円で、実績額は5,627百万円でした。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当社との関係
取締役 (監査等委員)	渡 邊 泰 彦		
取締役 (監査等委員)	茂 木 義三郎		
取締役 (監査等委員)	柿 沼 幸 二	柿沼公認会計士事務所 代表 日本公認会計士協会 登録審査会委員 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 経営監視委員会委員長	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	木曾川 栄 子	井関農機株式会社 社外取締役 公益財団法人ゴールドリボン・ネットワーク 副理事長	特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	渡 邊 泰 彦	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。金融機関や事業法人の経営者としての豊富な経験や見識に基づき、特に当社の経営や取締役会の機能強化について適宜発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の一員として、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を担っております。
取 締 役 (監査等委員)	茂 木 義三郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。金融機関や事業法人等の経営者としての豊富な経験や知見に基づき、特に当社の経営や取締役会の機能強化について適宜発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、2024年5月21日付で指名・報酬委員会の委員長に就任し、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を主導しております。
取 締 役 (監査等委員)	柿 沼 幸 二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的な見地や豊富な経験に基づき、特に当社の経営や取締役会の機能強化について適宜発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の一員として、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を担っております。
取 締 役 (監査等委員)	木曾川 栄 子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。主に金融機関の部門責任者や事業法人の経営者としての豊富な経験や知見に基づき、特に当社の経営や取締役会の機能強化について適宜発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の一員として、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を担っております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	130,199	流動負債	79,222
現金及び預金	24,246	支払手形及び買掛金	25,593
受取手形及び売掛金	46,818	短期借入金	46,360
電子記録債権	5,494	リース債務	89
商品及び製品	49,150	未払金	1,416
仕掛品	98	未払法人税等	1,362
未収入金	2,547	賞与引当金	1,354
その他	1,883	その他	3,045
貸倒引当金	△41	固定負債	5,044
固定資産	14,566	長期借入金	4,000
有形固定資産	4,340	リース債務	83
建物及び構築物	1,280	繰延税金負債	331
機械装置及び運搬具	0	退職給付に係る負債	305
工具、器具及び備品	477	役員退職慰労引当金	120
土地	1,949	資産除去債務	120
リース資産	15	その他	82
使用権資産	94	負債合計	84,266
建設仮勘定	523	純資産の部	
無形固定資産	2,284	株主資本	49,459
投資その他の資産	7,941	資本金	6,214
投資有価証券	3,723	資本剰余金	6,367
繰延税金資産	253	利益剰余金	38,479
退職給付に係る資産	1,244	自己株式	△1,602
その他	2,892	その他の包括利益累計額	5,063
貸倒引当金	△171	その他有価証券評価差額金	1,597
資産合計	144,765	繰延ヘッジ損益	△4
		為替換算調整勘定	3,118
		退職給付に係る調整累計額	351
		非支配株主持分	5,976
		純資産合計	60,499
		負債純資産合計	144,765

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		210,837
売上原価		184,810
売上総利益		26,026
販売費及び一般管理費		17,068
営業利益		8,958
営業外収益		
受取利息	224	
受取配当金	85	
為替差益	798	
固定資産賃貸料	19	
投資不動産賃貸料	16	
雑収入	49	1,193
営業外費用		
支払利息	3,147	
売上債権売却損	413	
持分法による投資損失	155	
雑損失	90	3,807
経常利益		6,344
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資不動産売却益	246	253
特別損失		
固定資産除売却損	13	13
税金等調整前当期純利益		6,584
法人税、住民税及び事業税	2,132	
法人税等調整額	34	2,166
当期純利益		4,417
非支配株主に帰属する当期純利益		144
親会社株主に帰属する当期純利益		4,272

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	99,731	流動負債	65,016
現金及び預金	10,584	電子記録債務	48
受取手形	50	買掛金	12,997
電子記録債権	4,045	短期借入金	46,360
売掛金	35,687	リース債務	5
商品	45,495	未払金	996
未収入金	2,122	未払費用	303
未収消費税等	948	未払法人税等	1,287
その他	802	前受金	816
貸倒引当金	△7	賞与引当金	1,040
		その他	1,159
固定資産	9,386	固定負債	4,165
有形固定資産	1,691	長期借入金	4,000
建物	733	リース債務	10
構築物	1	繰延税金負債	8
機械及び装置	0	資産除去債務	79
工具、器具及び備品	336	その他	67
土地	600	負債合計	69,182
リース資産	14	純資産の部	
建設仮勘定	4	株主資本	38,702
無形固定資産	2,250	資本金	6,214
ソフトウェア	95	資本剰余金	6,367
その他	2,154	資本準備金	6,351
投資その他の資産	5,444	その他資本剰余金	16
投資有価証券	2,740	利益剰余金	27,722
関係会社株式	1,204	利益準備金	1,553
前払年金費用	739	その他利益剰余金	26,169
その他	785	繰越利益剰余金	26,169
貸倒引当金	△25	自己株式	△1,602
資産合計	109,117	評価・換算差額等	1,232
		その他有価証券評価差額金	1,237
		繰延ヘッジ損益	△4
		純資産合計	39,935
		負債純資産合計	109,117

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		159,801
売上原価		141,414
売上総利益		18,386
販売費及び一般管理費		10,962
営業利益		7,424
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	1,254	
為替差益	815	
雑収入	69	2,172
営業外費用		
支払利息	3,142	
売上債権売却損	413	
雑損失	27	3,583
経常利益		6,013
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資不動産売却益	246	253
特別損失		
固定資産除却損	7	7
税引前当期純利益		6,260
法人税、住民税及び事業税	1,614	
法人税等調整額	4	1,619
当期純利益		4,640

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

丸文株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 野 元 寿 文
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 葛 西 信 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸文株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸文株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

丸文株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 野元寿文
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 葛西信彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸文株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月3日

丸文株式会社 監査等委員会

監査等委員長 茂 木 義 三 郎 ㊞

監 査 等 委 員 渡 邊 泰 彦 ㊞

監 査 等 委 員 柿 沼 幸 二 ㊞

監 査 等 委 員 木 曽 川 栄 子 ㊞

(注) 監査等委員長茂木義三郎、監査等委員渡邊泰彦、監査等委員柿沼幸二及び監査等委員木曽川栄子は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

当社5階 会議室

東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号

電話 03-3639-9801（代表）



交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線 小伝馬町駅 1番出口より徒歩2分
- J R 総 武 快 速 線 馬 喰 町 駅 ①出口より徒歩6分
- 都 営 新 宿 線 馬 喰 横 山 駅 A1またはA2出口より徒歩6分

(お知らせ) 会場には駐車場設備がありません。誠に申し訳ございませんが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。